

# 企業年金における住所管理について (省令・通知改正)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

## ポイント

標記については意見募集が行なわれていた<sup>1</sup>が、今般、待期者の住所管理を義務化する等の省令・通知改正が実施された。

<sup>1</sup> [年金ニュースNo.92](#)ご参照

## 改正点の概要

### 1. 厚年基金

- **加入員**: 基金が住所管理する。なお、事業主に住所管理させることとしても差し支えないが、この場合には事業主の住所管理状況を定期的に確認する。(通知改正)
- **待期者**:
  - 資格喪失届に住所項目を追加(省令改正)
  - 資格喪失時の氏名・住所変更の届出が必要である旨の説明義務を追加(直接または事業主経由で行う、通知改正)
  - 帳簿(様式について記載なし)による氏名・住所等の管理義務を追加(通知改正)
  - 住所変更届を新設(本人が厚年基金に届出、通知改正)
- **その他**: 加入員証には基金の連絡先、脱退後に必要な届出事項(住所・氏名変更等)の記載を追加(通知改正)

### 2. DB基金<sup>2</sup>

<sup>2</sup> 規約型DBは、事業主が加入者・受給権者の氏名・住所を管理することが必要

- **加入者**:
  - 氏名変更届を新設(事業主がDB基金に届出、省令改正)
  - 基金が住所管理する。なお、事業主に住所管理させることとしても差し支えないが、この場合は事業主の住所管理状況を定期的に確認する。(通知改正)
- **受給権者(受給者・待期者)**: 氏名・住所変更届出を新設(本人が事業主等(規約型の事業主又はDB基金)に届出、省令改正)

### 3. 確定拠出年金

- **自動移換者<sup>3</sup>の住所管理**: 本人が住所届出を行う。

<sup>3</sup> 企業型DCの資格喪失後6ヶ月以内に他の制度等に移換されなかった者等(確定拠出年金法第83条第1項各号に掲げる者、確定拠出年金法施行規則第66条により「その他の者」と定義)

以上

2008年4月より三菱UFJ年金ニュースのレイアウトを刷新致しました。これまで以上に明瞭・簡潔に、かつタイムリーに年金関連ニュースをお伝えしていく所存でございますので、今後とも宜しく願い申し上げます。